

# 2006年度 JASRAC事業の概要

1. ネットワーク上の音楽利用への対応・・・2

2. コンテンツの流通促進に向けた取組み・・・5

3. 著作権擁護に向けた取組み・・・6

4. 国際活動・・・8

5. 文化事業・・・11

6. 徴収額・信託契約数等・・・12

# 1. ネットワーク上の音楽利用への対応

## (1) 音楽配信の新たな流通について、管理を開始

インターネット上での新たな音楽配信に対応するため、ネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)と協議を行い、次の4つの利用形態の取扱いについて合意、それぞれ管理を開始しました。

### ①CMコンテンツの配信(2006年4月から)

### ②「有期限ダウンロード配信」(2006年6月から)

データを受信した端末でしか楽曲を再生できず、受信後の再生期間が制限された配信

### ③「ポッドキャスト」などの音声番組のダウンロード配信(2006年6月から)

インターネットラジオ(ウェブキャスト)であり、音声によって構成される番組をパソコンやiPod等の携帯型プレイヤーに自動的に蓄積させるサービス

### ④「サブスクリプション方式」による音楽配信(2007年1月から)

定額料金を支払えば、一定期間楽曲を自由にダウンロードして聴くことができる会員制のサービス

## 1.ネットワーク上の音楽利用への対応

### (2) YouTubeへの対応

#### 投稿動画の削除を一斉に要請

米国・ユーチューブ社の動画投稿サイト「YouTube」上に放送番組等の動画コンテンツが権利者に無断で大量にアップロードされている問題で、JASRACや放送・映像事業者など著作権関係権利者23団体・事業者（現在は24）は、10月2日～6日までの5日間を「YouTube対策強化週間」と位置づけ、これらの動画削除を一斉に要請、同社は削除要請した29,549ファイルのすべてを直ちに削除しました。

#### ユーチューブ社の最高責任者らが来会、23団体・事業者の代表と協議

23団体・事業者が、著作権侵害行為を未然に防ぐ具体策の実施を同社に書面で求めた結果、2007年2月6日、最高経営責任者兼共同創設者チャド・ハーレー氏、最高技術責任者兼共同創設者スティーブ・チェン氏、米国・グーグル社のコンテンツ提携担当副社長デービッド・ユン氏らがJASRACを訪れ、23団体・事業者の代表と協議しました。

23団体・事業者の代表は同社に対し、技術的手段や工夫により著作権侵害を排除するシステムを実現する必要があることを改めて指摘、そのうえで暫定的な対策として、次の3つを要請しました。

- ①権利者に無断でアップロードすることは違法であることをサイトのトップページに日本語で掲示
  - ②新規ユーザーに対して氏名・住所などの登録を必須とし、同社がその情報を保持
  - ③2006年6月以降に関係権利者の要請で削除した映像作品をアップロードしたユーザーのアカウントを削除
- これに対し同社側は、  
①については早急に対応、②は現時点で考えていない、③は同社の規約に3回違反したユーザーのIDを削除、かつそのIDから投稿されたすべての動画を削除すると説明、今後も継続して協議することを確認しました。

#### ユーチューブ社のその後の対応

- 日本語による警告文の掲示
- 違反ユーザーへのアクセス停止措置をそれぞれ実施した

## 1.ネットワーク上の音楽利用への対応

### (3)プロバイダ責任制限法にもとづく送信防止措置

JASRACは、「プロバイダ責任制限法」の実効性を高めるために、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が取りまとめた著作権関係ガイドラインにもとづく信頼性確認団体として、2002年10月15日から各プロバイダに対し、JASRACの音楽ファイル検索エンジン「J-MUSE」で収集した違法ファイルの送信防止措置を請求してきました。

2007年3月末日までにこの請求にもとづいて削除されたファイル数は251,022です。

\* 侵害停止までの所要日数: 12.97日(通知書発送から停止の確認までに要した平均日数)

(対象期間:2002.10.15.~2007.3.31)

	通知	対応	未対応
日本国内の対象プロバイダ数	279	274	5
海外の対象プロバイダ数(注1)	15	15	0
合計	294	289	5

注1) 海外のプロバイダに対する通知はプロバイダ責任制限法にもとづくものではないが、JASRACが海外のプロバイダに直接連絡をとり削除されたもの。

	通知	侵害停止	侵害継続
対象となるウェブサイト数(注2)／カッコ内はプロバイダ数(注3)	3,892(294)	3,855(289)	37(23)
対象となるファイル数	253,098	251,022	2,076

注2) 複数のプロバイダにまたがって通知の対象となるものは、同時に各プロバイダに通知し、それぞれ一つとして計上。

注3) 一つのプロバイダに対し、複数の通知をしている場合、通知と集計に時差があることから、通知数と侵害停止数、侵害継続数の合計数が一致しない。

## 2.コンテンツの流通促進に向けた取組み

コンテンツの流通促進に向けた以下の取組みに、JASRACは積極的に参画、支援しました。

### (1) 日本経団連のコンテンツポータルサイト

コンテンツの流通促進に向けて、日本経済団体連合会(日本経団連)のエンターテインメント・コンテンツ産業部会で検討が重ねられてきましたが、その結果を踏まえ、日本国内のコンテンツを内外に紹介するためのポータルサイトの構築に向けて、8月2日、「コンテンツ・ポータルサイト運営協議会」が発足しました。

### (2) 「著作権問題を考える創作者団体協議会」の作品・権利者情報ポータルサイト

「著作権問題を考える創作者団体協議会」(6ページ(1)参照)では、加盟団体それぞれの作品・権利者情報のデータベースの整備を促進し、各団体の許諾システムと連携したポータルサイトを構築するため、2007年2月27日、ワーキングチームを発足させました。

### (3) 「デジタル時代の著作権協議会」における検討

権利者団体、利用者団体等で組織する「デジタル時代の著作権協議会」(CCD)が進めている権利情報の公開と共有化のため、「CCD IDモデル」の普及を進めました。

## 3. 著作権擁護に向けた取組み

### (1) 著作権の保護期間延長に向けた取組み～「著作権問題を考える創作者団体協議会」の発足

7月4日、著作権の保護期間を現行の著作者の死後50年までから70年までに延長することなどを目指し、JASRAC、日本文藝家協会、日本美術家連盟など著作権・著作隣接権団体が懇談会を開きました。文藝や音楽など、さまざまな分野の団体が一堂に会し、保護期間の延長について議論したのは今回がはじめて。団体の名称を「著作権問題を考える創作者団体協議会」と定め、日本文藝家協会の三田誠広副理事長を議長に選出したほか、関係団体が連携して政府などへ働きかけていくこと、著作者等の立場、考え方をまとめて公表することを決めました。

これを受けて9月22日、共同記者会見を行い、16団体連名(現在17団体)による共同声明を発表し、文部科学大臣、文化庁長官に提出しました。1月25日、JASRACは同協議会と共同で記者懇談会を開催し、これまでの活動内容を説明しました。

### (2) 私的録音録画問題に関する取組み

ハードディスク内蔵型録音機器等の急速な普及により補償金制度が形骸化している問題について、文化審議会著作権分科会は、法制問題小委員会および私的録音録画小委員会でそれぞれ検討を進め、8月下旬、意見募集を行いました。

これについてJASRACは、私的録音録画小委員会における議論の動向も踏まえ、新しい機器の普及等により著作者等の利益が不当に害されていること、今後結論が得られるまでの間にも膨大な量の私的録音が行われることなどを指摘、ハードディスク内蔵型録音機器等を早急に補償金の支払い対象とするよう求める意見を提出しました。

### (3) コピーワンジェネレーション(COG)問題に関する取組み

2011年のデジタル放送への全面移行の確実な実現に向け、情報通信審議会(総務省)の第三次中間答申には、デジタル放送に用いるコピー制御技術を現行の「COG」(Copy One Generation)から「EPN」(Encryption Plus Non-assertion＝出力保護付きコピー可の略)に改める方向で検討するよう「放送事業者、受信機メーカー等関係者」に要請する旨が明記されました。

この答申を受けて総務省が実施した意見募集に対し、JASRACは、視聴者、権利者双方が納得できるよう、検討対象をCOGやEPNなど現時点で俎上に載っている技術だけに限定すべきではないこと、EPNを導入すればデジタル放送番組の高品質なコピーが無制限に拡散するおそれがあること等を指摘して、強く反対する意見書を提出しました。

情報通信審議会では、情報政策部会の下に置く「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」で、この問題を検討していますが、同検討委員会にはJASRAC役員が専門委員として参画しており、権利者の利益と利用者の利便の双方に配慮して均衡の取れた解決策を探るべきとする見地から意見を述べています。

## 3.著作権擁護に向けた取組み

### (4) 違法利用に対する法的措置の概要

#### ①CATV事業者に対する間接強制手続き

JASRACの管理楽曲を無許諾で利用していたCATV事業者2社に管理楽曲の利用禁止と損害賠償を支払うよう、また許諾を受けながら著作物使用料を支払わなかった1社に使用料を支払うよう、JASRACが知的財産高等裁判所に控訴していた事件については、2005年8月、JASRACの主張を全面的に認める判決が下されましたが、相手方3社は、これを不服として最高裁判所に上告受理の申立てをしていました。最高裁は2006年10月10日、上告受理申立不受理の決定を下し、知財高裁の判決が確定しました。

しかし同社らは、判決で命じられた2001年度までの損害金・使用料を支払ったものの、2002年度以降の損害金の清算と今後の利用許諾契約を拒否して無許諾利用を続けていたため、管理楽曲の利用禁止の判決が下された2社に対し、2007年2月9日、東京地裁に間接強制の申立てを行い、3月22日、管理楽曲の利用禁止およびこれを無視して利用した場合の間接強制金の支払いを命じる決定が下されました(2006年10月10日、2007年3月23日 プレスリリース)。

#### ②罰金と懲役を初めて併科

大量の音楽やゲームソフト等を無断でハードディスクに複製し、インターネットオークションで販売していた男性を群馬県警伊勢崎警察署に告訴した事件で、5月30日、前橋地裁は懲役1年6ヵ月(執行猶予3年)と罰金30万円を併科する判決を言い渡しました。平成16年の著作権法改正で、著作権を侵害した者に罰金と懲役を併科できることになりましたが、JASRACが告訴した事件で適用されたのは初めてです。

#### ③着信メロディデータの無断掲載で初めて刑事罰

JASRACの管理楽曲を着信メロディのデータとして携帯電話のサイトに無断掲載し、不特定多数にダウンロードさせていた男性を11月21日に長崎県警早岐警察署に告訴していた事件で、2007年2月22日、長崎地裁は懲役2年(執行猶予3年)の判決を言い渡しました。携帯電話のサイトでの違法配信者に刑事罰が科せられたのは初めてです(2007年2月22日 プレスリリース)。

## 4. 国際活動

### (1) 戦時加算の解消を要請

2007年3月、ニューヨークで開催されたCISAC(著作権協会国際連合)\*1の理事会で、JASRACは「著作権問題を考える創作者団体協議会」による「戦時加算」\*2解消の実現に向けての決議を踏まえ、CISAC加盟の管理団体のうち、同制度により著作権保護期間の加算を受けている各国の管理団体に対し、同制度の解消に賛同するよう要請しました。この提案は全会一致で承認されるとともに、次回のCISAC理事会ないし総会で、その旨を決議することを申し合わせました。

\*1 CISAC:著作権の国際間の保護などを目的に、1926年パリで設立された非営利、民間の国際組織。2007年4月現在、111カ国4地域の217団体(音楽著作権に関しては111カ国4地域の140団体)が加盟しています。JASRACは20人で構成される理事会のメンバーです。

\*2 戦時加算:日本が連合国との間で1952年に批准した「日本国との平和条約」(サンフランシスコ平和条約)15条(c)の規定により、実質的に日本にのみ課せられている義務で、日本が戦争期間中連合国民の著作権を保護しなかったとして連合国民が太平洋戦争前または戦争中に取得した著作権について、通常の保護期間に戦争期間を加算して保護しなければならないことをいいます。

加算する期間は、連合国民が開戦の日の前日時点で有していた著作権については1941年12月8日から、同日以降に取得した著作権については取得の日から平和条約発効の前日までの日数になっています。戦時加算の対象となる国は15カ国で、その期間は各国の平和条約の批准時期によって若干異なりますが、多くの国は約10年5ヵ月(3,794日)が加算されることになっています。



## 4.国際活動

### (2) CISAC放送実務委員会、CISAC/BIEMアジア太平洋委員会を開催

10月23日、24日、奈良市でCISAC 放送実務委員会が、また25日、26日にCISAC/BIEM(録音権協会国際事務局)\*アジア太平洋委員会がJASRACの招聘で開かれました。

放送実務委員会には27カ国2地域から39団体71人が参加。主にインターネットに関し、各国の利用状況、著作権管理の実態、技術開発による管理の効率化などに向けて協議しました。

アジア太平洋委員会には、12カ国2地域20団体から25人が参加。官民協力による海賊版調査の実施・摘発の推進、JASRACの音楽ファイル検索エンジン「J-MUSE」を参考とするアジア版の音楽ファイル検索エンジン「A-MUSE」の構築に取り組むことを申し合わせたほか、著作権管理団体が存在していない国での団体設立に向け、加盟各国が必要な働きかけを行うことを決めました。

\* BIEM:音楽著作権のうち、録音権と機械的複製権の国際的な保護などを目的に、1929年に民法上の団体としてパリで設立。2007年4月現在、43カ国から46団体が加盟しています。JASRACは10人で構成される執行委員会のメンバーです。

### (3) 外国団体との管理契約締結の推進

JASRACの管理作品が海外において管理される環境を整えるため、JASRACは、各国の著作権管理団体との管理契約の締結を積極的に進めていますが、2006年度はメキシコの管理団体SACM\*1と録音権、インタラクティブ配信についての相互管理契約を、マレーシアの管理団体MACP\*2と録音権の片務管理契約\*3を締結しました。

この結果、2007年3月31日現在、JASRACは81カ国4地域の111団体と管理契約を締結しています。

\*1 SACM:Sociedad de Autores y Compositores de Música。演奏権については相互管理契約締結済み。

\*2 MACP:Music Authors' Copyright Protection。MACPIは、かつては演奏権のみを管理する団体でしたが(JASRACと相互管理契約締結済み)、2001年からは外国のレパトリーに限って録音権を管理しています。

\*3 マレーシア国内におけるJASRACの管理楽曲の録音権管理のみをMACPが行う契約。

## 4.国際活動

### (4) 海外の政府関係者・調査団・研修生の来会

2006年度は、JICA(国際協力機構)をはじめ、WIPO(世界知的所有権機関)と文化庁が共催するAPACEプログラム(アジア地域著作権制度普及促進事業)や、PROMIC(音楽産業・文化振興財団)から派遣された関係者など、世界24ヵ国2地域から81人が来会し、JASRAC側から管理業務等の実際を説明したほか、意見交換を行いました。

	来会日	国	団体名称等	人数	目的等
上半期	5/15	アメリカ	カリフォルニア大学 バークレー校音楽学部長	1	日本の著作権管理状況に関する意見交換
	5/18	イギリス	PRS/MCPS最高経営責任者	1	インタラクティブ配信に関する協議のほか、両団体、CISACに係わる諸問題の協議など
	5/26	台湾	台湾Shin-Shin大学法学院助教授	1	カラオケ管理に関する調査
	6/12	中国	PROMIC北京センター職員	1	著作権問題に関する意見交換
	6/16	アメリカ	アメリカ政府関係者	3	著作権問題に関する意見交換
	6/16	フランス	フランス政府関係者	4	著作権管理制度の調査
	6/28	中国、エチオピア、インドネシア、ラオス、フィリピン、タイ、チュニジア	JICA研修生	10	JASRACの音楽著作権管理業務とエンフォースメントの研修
	6/29	バングラデシュ、中国、インドネシア、メキシコ、ミャンマー、パナマ	JICA研修生	6	著作権集中管理の研修
	7/13	韓国	韓国文化コンテンツ振興院職員	2	著作権問題に関する意見交換
9/28、29	韓国	KOMCA理事等	3	相互管理契約に向けた協議他	
下半期	10/26	ブラジル	ABRAMUS会長等	4	管理状況に関する意見交換
	10/26、27	南アフリカ	SAMRO国際部長等	2	
	10/27	イギリス	PRS上級国際部長	1	
	11/1	インド、パキスタン、フィリピン、タイ、ベトナム	APACEプログラム研修生	8	著作権・著作隣接権のエンフォースメントの研修
	11/6～10	モンゴル		4	著作権集中管理の研修
	11/8	韓国、タイ、香港、中国、	PROMIC研修生	6	音楽著作権管理の研修および実態調査等
	11/9	インドネシア	APACEプログラム研修生	4	実演家の権利についての集中管理の研修
	12/7	南アフリカ、ケニア、エチオピア、タンザニア、ザンビア	JICA「アフリカ地域知的財産権コース」研修生	13	JASRACの組織と管理業務の研修
	1/23	アメリカ	アメリカ政府関係者	4	著作権問題に関する意見交換
2/28	韓国	韓国文化観光部職員	3	著作権集中管理事業に関する日本の事例研究・調査	
年間合計		24ヵ国2地域(台湾、香港)		81人	

# 5.文化事業

2006年度は26事業(実施件数30件)を実施しました。★は新規事業

		実施時期	事業内容	名 称	実施場所
著作権思想の普及 に関する事業	2006	4月～	寄附講座	立命館大学寄附講座	キャンパスプラザ京都
				明治大学法科大学院寄附講座	明治大学駿河台キャンパス
				東京大学大学院 奨学寄附金 「著作権法等奨学研究会(JASRAC)」	東京大学
		11月28日	シンポジウム	JASRACシンポジウム2006	イイノホール
	12月2日	JASRAC著作権ゼミナール		千代田女学園中学・高等学校	
	7月13日	ミュージック・ジャンクシオン第1回		けやきホール	
	10月5日	ミュージック・ジャンクシオン第2回		けやきホール	
	2007	2月8日	ミュージック・ジャンクシオン第3回	けやきホール	
8月1日		文化事業広報	雑誌・新聞による広報活動	日本教育新聞等	
音楽著作物の創作 または 普及活動 に対する支援事業	2006	6月16日	演奏会等	「少年少女のための音楽鑑賞会」 ～音楽職人が創るステージ～	盛岡市民文化ホール
		6月17日		北上市文化交流センターさくらホール	
		6月18日		胆沢文化創造センター	
		6月24日		REAL LIVE (session13)	SHIBUYA-BOXX
		6月28日		★「昭和の歌人たち」第1回 古関裕而	けやきホール
		8月1日		★夏休み音楽会2006	八王子市芸術文化会館いちようホール(2回公演)
		9月28日		★「昭和の歌人たち」第2回 浜口庫之助	けやきホール
		11月18日		REAL LIVE SPECIAL	SHIBUYA-AX
		11月24日		★「昭和の歌人たち」第3回 サトウハチロー	森のホール21
		12月10日		ミュージカルオブモーツァルト “アマデウスがやって来た”	小美玉市四季文化館(みの〜れ)(2回公演)
	12月24日	東海文化センター(2回公演)			
	2007	1月26日	★未来への潮流	文京シビックホール	
		2月1日	★「昭和の歌人たち」第4回 安井かずみ	保谷こもれびホール	
		3月1日	JASRACカジュアルゼミナール	栃木県総合文化センター	
		3月3日	REAL LIVE (session15)	SHIBUYA-BOXX	
3月17日		オーケストラが待っている in 長崎	長崎ブリックホール		
音楽の利用開発 に関する研究 に対する支援事業	2006	10月25日	音楽療法	JASRAC音楽療法支援事業報告書 「音楽の力を信じて」	-
助成事業	2006	10月28、29日	sarah助成事業	日本の音フェスティバル2006 in 長野	長野市生涯学習センター

# 6.徴収額・信託契約数等

## (1) 使用料徴収額

### ① 前年度比2.2%減

2006年度のJASRACの徴収額は1,110億9800万円余となり、前年度比24億9100万円余(2.2%)の減となりました。

最近では、2001年度の徴収額(1052.8億円)が前年度(2000年度)の徴収額(1063.3億円)を下回ったことがあります。

### ② 2006年度の特徴

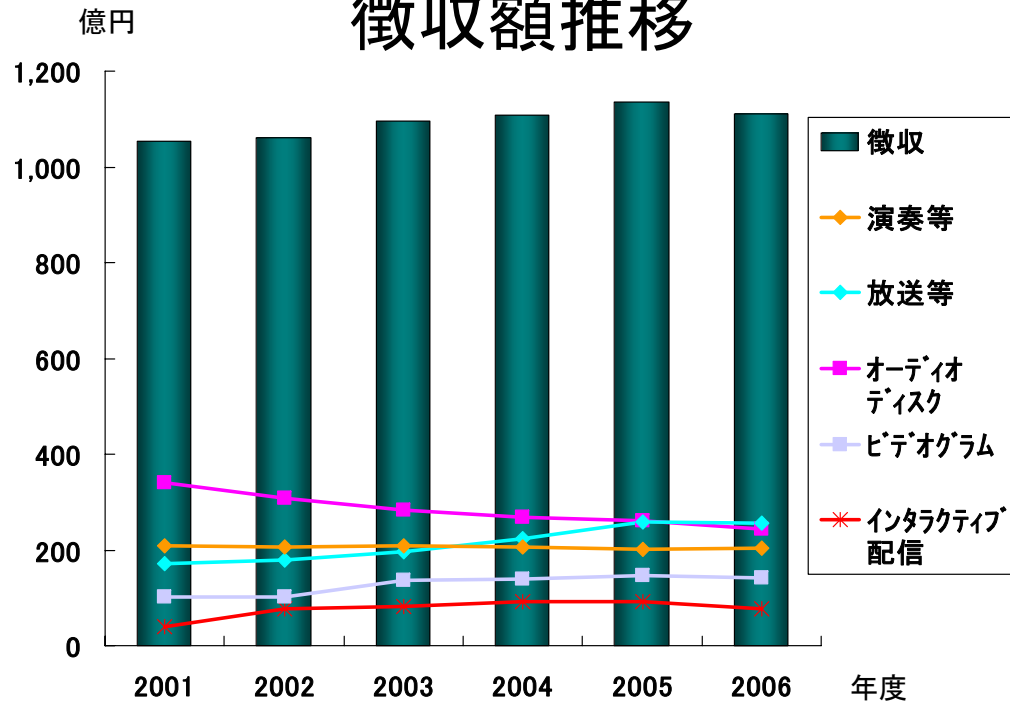
オーディオディスクが前年度比17.9億円(6.9%)の減、インタラクティブ配信が前年度比15億円(16.4%)の減となりました。同配信の中では、「着うた」「着うたフル」等は増加したものの、着メロが大幅に減少したため(前年度比46%の減)、インタラクティブ配信全体の減少をカバーするには至りませんでした。

放送使用料(種目「放送等」)については、前年度の実績に一部衛星放送事業者の過年度分使用料が含まれていたことなどの理由から、前年度比3.7億円(1.4%)の減となりました。

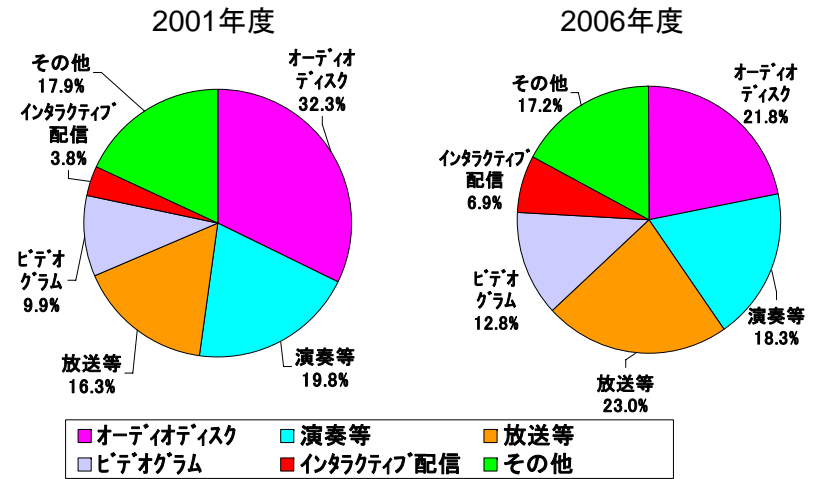
種目	徴収額	前年度比(%)
演奏等	20,348,966,730	100.7
放送等	25,515,666,935	98.6
有線放送	1,775,668,063	142.5
映画上映	103,006,442	103.4
BGM	502,317,829	108.3
外国入金演奏	529,710,870	115.7
<b>演奏・小計</b>	<b>48,775,336,869</b>	<b>100.9</b>
オーディオディスク	24,252,050,738	93.1
オーディオテープ	1,119,526,908	82.5
オールコーラル	14,950,362	98.3
放送用録音	231,728	—
コマーシャル送信用録音	2,146,452,371	104.2
映画録音	25,296,427	68.0
ビデオグラム	14,222,855,307	96.8
外国入金録音	149,665,106	133.0
<b>録音・小計</b>	<b>41,931,028,947</b>	<b>94.6</b>
出版等	1,473,878,233	97.0
教科用図書補償金	26,549,904	107.9
<b>出版・小計</b>	<b>1,500,428,137</b>	<b>97.2</b>
貸レコード	3,074,209,989	98.9
貸ビデオ	731,928,268	131.3
<b>貸与・小計</b>	<b>3,806,138,257</b>	<b>103.8</b>
通信カラオケ	6,739,451,239	117.2
インタラクティブ配信	7,699,245,842	83.6
(着メロ)	(3,341,665,705)	(54.0)
(オリジナル音源着信音)	(2,189,716,473)	(123.3)
(その他音楽配信)	(2,167,863,664)	(173.5)
<b>複合・小計</b>	<b>14,438,697,081</b>	<b>96.5</b>
<b>使用料収入合計</b>	<b>110,451,629,291</b>	<b>97.9</b>
私的録音補償金	390,417,607	77.2
私的録画補償金	256,278,441	108.5
<b>補償金・合計</b>	<b>646,696,048</b>	<b>87.1</b>
<b>総合計</b>	<b>111,098,325,339</b>	<b>97.8</b>

## 6.徴収額・信託契約数等

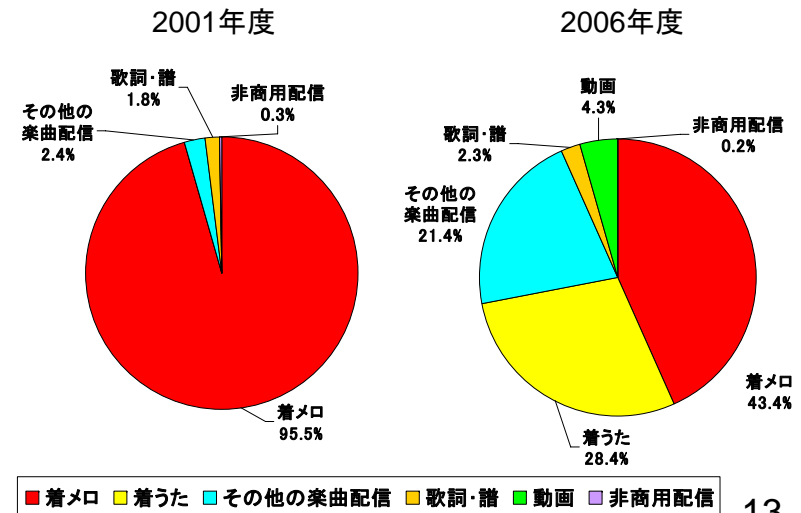
### 徴収額推移



### 構成比(全体)



### 構成比・インタラクティブ配信



## 6.徴収額・信託契約数等

### (2) 信託契約数等

①2006年度の新規契約数は514件(純増429件)

②J-WIDで公開している作品数は、227万曲

内訳:内国100万曲  
外国127万曲

③JASRAC管理作品数は、720万曲

内訳:内国145万曲  
外国575万曲

### 信託契約数の推移

